

(外交防衛委員会)

国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第九号）（衆議院送付）

要旨

国際復興開発銀行協定（以下「協定」という。）に規定されている国際復興開発銀行（以下「銀行」という。）の融資等の上限は、一九四五年（昭和二十年）の銀行設立当時に規定されたものであり、現在では、近年のリスク管理手法と比べて過度に保守的なものであると広く考えられるに至っている。このような背景を踏まえ、加盟国は、銀行による現在及び将来の支援ニーズへの一層幅広い対応を可能とし、銀行の機能を強化するため、協定に規定されている融資等の上限の撤廃が必要であるとの見解で一致した。

この改正は、こうした経緯から、二〇二三年（令和五年）七月十日に銀行の総務会において承認されたものであり、銀行の機能を強化することを目的として、協定上の融資等の上限を撤廃することについて定めるものである。